

1. ISSB基準以降のサステナ開示基準のランドスケープ：真の世界標準の実現は道半ば

【ポイント】

- IFRS財団による2022年11月のISSB設立により、サステナビリティ情報開示のルール形成は大きな転換点を迎え、それまでに存在していた組織・知見のIFRS財団・ISSB基準への集約化が一定程度進んだ
- 一方で、EU・米国の規制当局の足並みの不一致や、ISSB設立以降も民間ベースで「T●FDシリーズ」という新たな開示指針作りが続いている状況を踏まえると、サステナ開示基準の真の世界標準の実現までの道のりはまだ長いと言えそう

ISSB設立によりサステナ開示のルール形成は大きな転換点を迎えた

財務会計ルールに関する事実上の世界標準であるIFRS基準を設定するIASBを傘下に持つIFRS財団が、サステナビリティ情報開示（以下、サステナ開示）に関する基準設定に向けて2021年11月に設立したISSBにより、サステナ開示に関するルール形成は大きな転換点を迎えました。

ISSB設立前夜の状況といえば、民間ベースで様々な指針等が相次いで開発され、「乱立」することにより生じている非効率への懸念が高まっていました。ISSB設立目的は、こうした乱立を解消し、サステナ開示基準の世界標準を実現し、効率化を図ることでした。

乱立の解消という目的は、一定程度達成されました。実際、それまで独自に指針等を定めていたCDSB、IIRC、SASBの知見は、IFRS財団がサステナ開示基準の世界標準となるべく2023年6月に公表した「IFRSサステナビリティ開示基準」（以下、ISSB基準）に受け継がれ、組織もIFRS財団へと統合されました。ISSB基準の土台を提供したTCFDも、その役目を終えたとして2023年10月に解散し、企業の開示状況の監視はIFRS財団が引き継ぎました。

組織・知見の集約化という現象は、ISSB設立以前には見られなかったものであり、ISSB設立がサステナ開示に関するルール形成にもたらした大きな変化だったと言えます。

ISSB設立の目的であるサステナ開示基準の世界標準の実現は道半ば

しかしながら、サステナ開示基準の世界標準の実現というISSB設立の目的の実現は、次の理由により、まだ道半ばと言えます。

EU・米国の足並みが揃っていない

第1の理由は、経済規模の大きい欧州連合（EU）や米国の足並みが必ずしも揃っていないという点です。というのも、ISSB基準自体は強制力を持っているわけではないので、真の世界標準の実現には、各国の規制当局が足並みを揃えてISSB基準に即したサステナ開示を企業に義務付けるかどうかが重要になります。

EUは、ISSB基準との相互運用性の確保を図りつつも、独自のサステナ開示基準であるESRSに基づく開示を企業に義務付けました。ESRSはISSB基準と比べて、要求事項が広範にわたるとされています。

EUにおけるサステナ開示規制は、EU域外の企業であっても、EU域内の売上高などの基準に当てはまる場合、ESRSに基づく開示義務が課される内容となっており、日本企業も少なくとも800社が対象になるとの報告もあります。

米国もSECがISSB基準を採用せず、独自の開示規則を導入しました。さらに、州レベルでも、カリフォルニア州がSEC開示規則より厳しい内容を含む開示規制を導入しています。米国に上場している日本企業や、カリフォルニア州で事業を営む、一定の条件に当てはまる日本企業も対象になります。

ISSB設置以後も民間ベースで新たな開示指針作りが続いている

第2の理由は、ISSB設置以降も、新たな開示指針を開発しようとする民間ベースの動きが継続しているという点です。具体的には、「TCFDの成功に続け」と言わんばかりに、自然関連開示に関するTNFDや、不平等・社会関連開示に関するTISFDといった「T●FDシリーズ」が相次いで登場し、存在感が高まっています。

TNFDは2023年9月に開示枠組みを公表しました。すでに世界の400社以上が開示の意思表示をしており、日本企業が最多を占めています。TISFDはまだ構想段階ですが、2024年9月に正式発足し、2026年9月までの開示枠組み完成を目指しています。TNFD同様に、今後、企業や投資家の間に急速に浸透する可能性も十分に考えられます。

おわりに

このように、サステナ開示基準については、ISSB設立とISSB基準の完成を経て、世界標準の実現に向けて大きく前進したことは間違いありません。しかしながら、EU・米国の規制当局の足並みの不一致や、ISSB設立以降も民間ベースで「T●FDシリーズ」という新たな開示指針作りが続いている状況を踏まえると、真の世界標準の実現までの道のりはまだ長いと言えそうです。

※ 各略称について（アルファベット順）

CDSB：Climate Disclosure Standards Board、ESRS：欧州サステナビリティ報告基準、IASB：国際会計基準審議会、IFRS：国際会計基準、IIRC：国際統合報告評議会、ISSB：国際サステナビリティ基準審議会、SASB：Sustainability Accounting Standards Board、SEC：米証券取引委員会、TCFD：気候関連財務情報開示タスクフォース、TISFD：不平等・社会関連財務情報開示タスクフォース、TNFD：自然関連財務情報開示タスクフォース

2. ニッセイアセットのサステナビリティレポート2024を公表しました

当社のサステナブル投資、スチュワードシップ活動、サステナビリティ経営に関する取り組みをまとめた「サステナビリティレポート2024」を発行しました。

レポートの全体版に加えて、ハイライト版や、解説動画も作成し、公開しています。内容面についても、昨年版以上に取り組み内容に関する記載の充実化を図ったほか、サステナブル投資を巡る国内外の様々なトピックについてのコラムも複数掲載しています。

よろしければ是非ご一読ください。



[全体版へのリンク](#)



[ハイライト版へのリンク](#)

※ 各リンクをクリックして本文をご覧ください。

表1：サステナビリティレポート2024の構成と概要

構成	主なポイント
第1部 サステナブル投資	<ul style="list-style-type: none"> サステナブル投資が避けて通れないものになりつつある理由の解説 企業との対話強化に向けた取り組みや対話事例に関する記載の充実化 TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）提言を踏まえた自然資本のリサーチへの組み入れの強化に向けた取り組みを掲載 インパクト投資について、トランジション型・インルーバース型のファンドを中心に取り組みを掲載 PRI in Person 2023 東京大会の振り返りや社外取締役・社外専門家からのメッセージを掲載
第2部 スチュワードシップ活動の振り返りと自己評価	<ul style="list-style-type: none"> 日本版スチュワードシップ・コードの原則別に、2023年度の当社の活動状況を掲載 上記に対する当社の自己評価の結果と今後の取り組みを掲載
第3部 サステナビリティ経営	<ul style="list-style-type: none"> 次世代を担う子どもたちへの金融教育・SDGs教育の取り組み状況（独自の金融教育教材の作成・配布、SDGsに関する人生ゲームの製作支援、小学生向けSDGs川柳コンクールへの協賛など）を掲載

動画で見るサステナビリティレポート2024



[全体版（約18分）へのリンク](#)



[第1部 サステナブル投資（約10分）へのリンク](#)



[第2部 スチュワードシップ活動の振り返りと自己評価（約5分）へのリンク](#)



[第3部 サステナビリティ経営（約3分）へのリンク](#)

解説者：CIO深山

解説者：チーフ・コーポレートガバナンス・オフィサー井口

解説者：経営企画部 担当部長・松藤

※ 各リンクをクリックして動画をご覧ください。

- ✓当資料は内外の債券、株式、為替市場等に関する情報提供を行うためのものです。予め特定の方向や対応を推奨する目的のものではありません。
- ✓これらの市場を投資対象とする商品、手法等は、投資対象国・地域等の経済状況や金融資本市場の動向、また有価証券等の発行者の経済活動等の変化を背景に、投資対象資産の価格が変動し、その下落により損失を被るおそれがあるほか、投資元本を割り込むリスクがあります。詳しくは各商品の商品説明資料をご確認ください。
- ✓これらの市場を投資対象とする商品、手法等は、お客様に手数料等をご負担いただきますが、手数料等の種類ごとの金額及びその合計額については具体的な商品を勧誘するものではないので、表示することができません。
- ✓これらの市場を投資対象とする商品、手法等の商品説明資料に記載されたシミュレーションやバックテスト等は、参考データをご提供する目的で作成したものであり、将来の利回りを保証するものではありません。
- ✓市場見通し等は、お客様の運用方針や投資判断等の参考となる情報の提供を目的としたものです。実際の投資等に係る最終的な決定は、お客様ご自身のご判断で行っていただきますようお願い申し上げます。
- ✓当資料に記載された市場を投資対象とする運用商品、手法等は、リスクを含みます。運用実績は市場環境等により変動し、運用成果（損益）は全て投資家の皆様のものとなります。元本が保証された商品、手法ではありません。
- ✓当資料は、現時点で信頼できると考えられる情報を基に作成しておりますが、情報の正確性や完全性を保証するものではありません。
- ✓当資料に関わる一切の権利は、引用部分を除き弊社に属し、いかなる目的であれ当資料の一部または全部の無断での使用・複製は固くお断り致します。
- ✓当資料に掲載したインデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、当該インデックスの公表元またはその許諾者に帰属します。